

第 1 章 計 画 の 概 要

1 計画の基本的性格

この計画は、今後の本県の社会経済環境や県民の生活を取り巻く諸状況の変化に的確に対処し、将来にわたる消費生活関連施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、消費者、事業者、消費者団体、事業者団体、NPO、行政などの参加と協働による取組を進めるものです。

2 計画の期間

<計画の期間>

平成10年（1998年）度から平成23年（2011年）度まで

埼玉県消費生活基本計画とは……

「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。



3 計画の基本的視点

(1) 消費者の安心・安全の確保

消費者が安心して安全な生活を送れるようにするため、消費者の利益の擁護及び増進に関し、下記の7項目を消費者の権利として尊重し、施策を推進します。

- ① 安全が確保されること
- ② 適切な選択を行えること
- ③ 不当な取引から保護されること
- ④ 被害の救済が受けられること
- ⑤ 必要な情報を提供されること
- ⑥ 意見が反映されること
- ⑦ 消費者教育を受けられること

(2) 消費者の自立のための支援

従来、消費者は「保護されるもの」としてとらえられてきましたが、IT（情報通信技術）の発達・普及や経済のグローバル化の進展で消費者は「自立した消費者」として市場に参画し積極的な役割を果たすことが必要となっています。そのため、消費者が生涯を通じて様々な場所で、いつでも情報を得ることができるよう、消費者教育を受けられる機会の充実を図ります。

(3) 消費者トラブルへの広域的・機動的な対応

消費者トラブルに対しては、未然防止のための広報、啓発活動をはじめ、悪質事業者に対する監視・指導など、国や他の自治体等と連携して広域的・機動的な対応を図ります。

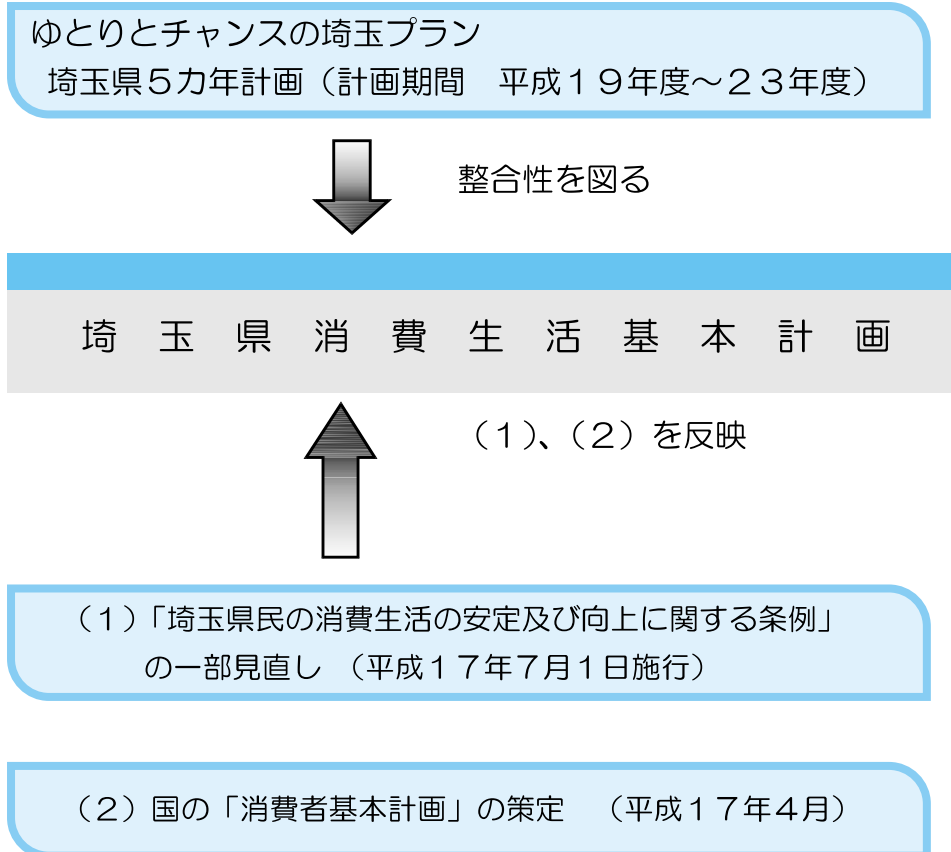
また、事業者等に対しては、消費者の信頼が得られるよう、苦情処理のための自主行動基準の作成を支援します。

4 見直しの背景

埼玉県消費生活基本計画は「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき平成10年に策定され、平成22年度までの12年間を計画期間としていますが、これまで、3年ごとに2回の見直しを行いました。

今回の見直しにあたっては、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」埼玉県5か年計画との整合性を図ることとしました。

また、条例の一部改正や国の消費者基本計画の策定等を受け、見直しを行うこととしました。



5 進 行 管 理

(1) 消費生活対策推進委員会の運営

庁内の関係部局からなる消費生活対策推進委員会において、計画の着実な進行管理を行います。

(2) 埼玉県消費生活審議会への報告

計画の推進状況について埼玉県消費生活審議会に報告します。

(3) 施策の公表

毎年、消費生活の安定及び向上に関して講じた施策の内容を公表します。

